

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑太作 外6名

被告 山口県知事村岡嗣政

準 備 書 面 8

2026年6月26日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 内 山 新 吾

同 弁護士 澤 藤 統一郎

同 弁護士 石 口 俊 一

同 弁護士 加 島 宏

同 弁護士 中 島 光 孝

同 弁護士 則 武 透

同 弁護士 田 川 瞳

被告第10準備書面に対しては、原告らは、今後、必要な限りで反論をする予定であるが、当面、簡単に以下の点は指摘しておく。

- 1 被告は、山口県遺族連盟の宗教団体性について、新たな主張であり、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきと主張する。

しかし、山口県遺族連盟の宗教団体性については、原告らは従前から主張しており、原告準備書面6では、それを補充し、その重要性を指摘したものである。また、被告が指摘する原告ら準備書面2の4ページで、原告らが「本訴訟ではこの点は措いておく」としたのは、「山口県遺族連盟を県の援護事業の委託先としていることの憲法上の問題」についてであり、山口県遺族連盟の宗教団体性についてではない。

被告は、被告第10準備書面において、山口県遺族連盟の宗教団体性に関して、あれこれ反論・主張をしている。あえて却下を求める意味はないように思われる。

いずれにしても、原告らとしては、これまでの本件の審理の経緯をふまえた対応をしていくつもりである。

- 2 被告は、宮司の証人尋問は、原告らの新たな主張に照らして必要性がなくなった（関連性も微弱になった）から取消すべきである、と主張する。

しかし、この証人についての原告被告双方の立証趣旨が、その後の原告らの主張によって大きく変わるとは解されない。必要性がなくなった等という被告の主張は理解しがたい。

よって、同証人の尋問は実施されるべきである。

以上